

車椅子使用者用駐車施設(ハード)に関する 基準及び実態調査結果について

○ バリアフリー法においては、一定の施設について、車椅子使用者用駐車施設の幅や位置、表示について基準を設定している。

■バリアフリー法における車椅子使用者用駐車施設の基準

対象施設		建築物に附属する駐車場	路外駐車場	都市公園	道路に付随する駐車場
設置義務要件		特別特定建築物	特定路外駐車場	特定公園施設	特定道路
名称		車椅子使用者用駐車施設	路外駐車場 車いす使用者用駐車施設	車いす使用者用駐車施設	障害者用駐車施設
設置基準	幅	幅は、350センチメートル以上とすること	幅は、350センチメートル以上とすること	幅は、350センチメートル以上とすること	有効幅を3.5m以上とすること
	位置	当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること	車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること	(ガイドラインには記載あり)	当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入り口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること
	表示	車椅子使用者用駐車施設の付近の見やすい位置に、当該施設があることを表示する標識を、内容が容易に識別できるように設けること	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること	障害者用である旨を見やすい方法により表示すること
根拠条文		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第17条、第19条	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第2条	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令第7条	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令第22条

○ バリアフリー法やガイドラインにおいて、各施設ごとに車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する基準が定められており、着実に整備が進んでいる。

■車椅子使用者用駐車施設の設置数

(基準)

対象施設	建築物に附属する駐車場	路外駐車場	都市公園	道路に付随する駐車場
設置義務要件	特別特定建築物	特定路外駐車場	特定公園施設	特定道路
名称	車椅子使用者用駐車施設	路外駐車場 車いす使用者用駐車施設	車いす使用者用駐車施設	障害者用駐車施設
設置数	1以上 (誘導基準・建築設計標準) ・全駐車台数200以下: 当該駐車台数の2%以上 ・全駐車台数200超え: 当該駐車台数の1%+2以上	1以上	・全駐車台数200以下: 当該駐車台数の2%以上 ・全駐車台数200超え: 当該駐車台数の1%+2以上	・全駐車台数200以下: 当該駐車台数の2%以上 ・全駐車台数200超え: 当該駐車台数の1%+2以上

<実態調査結果>

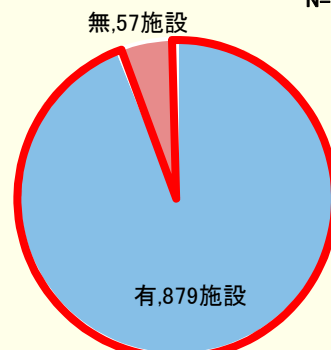
建築物に附属する駐車場

○約94%の施設において、車椅子使用者用駐車施設が設置されている。

・車椅子使用者用区画数の割合

～1%	311施設
1%～2%	359施設
2%以上	266施設

車いす使用者用駐車区画の有無
N=936



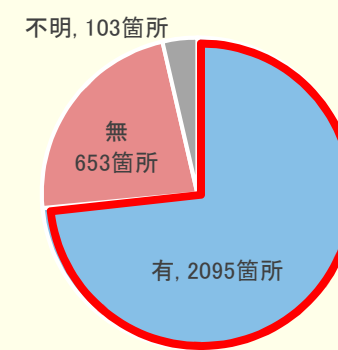
出典: 2000㎡以上の商業施設へのアンケート調査
(R3.8国土交通省調査)

特定路外駐車場※

○約7割以上で車いす使用者用駐車マスが設置されている。

※駐車用の供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場

車いす使用者用駐車マスの設置状況
N=2,851



出典: 自治体へのアンケート調査 (R2.10国土交通省調査)

- 車椅子使用者用駐車施設の配置（設置位置）や区画の大きさ（幅、奥行き）について、建築物のガイドラインである「建築設計標準」では、留意点や具体的な事例を示し、事業者等への周知を行っている。

■車椅子使用者用駐車施設の配置

- 車椅子使用者用駐車施設は、**利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置**に設ける。
- 屋内駐車場の場合、車椅子使用者用駐車施設は、**エレベーターホールの出入口付近**に設けることが望ましい。
- 車椅子使用者用駐車施設に、**車路を横断しない**で行くことができるようにする等、安全の確保について工夫することが望ましい。



エレベーターホール前に設けられた車椅子使用者用駐車施設の例

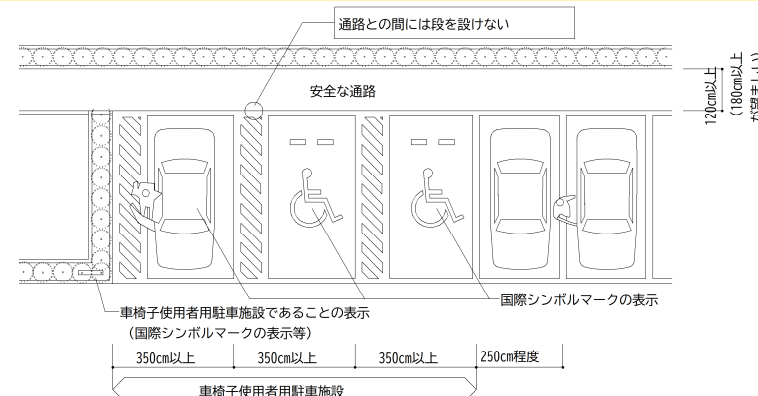


エントランスポーチの脇に設けられた車椅子使用者用駐車施設の例

（出典：高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準）

■車椅子使用者用駐車施設の大きさ（幅・奥行き）

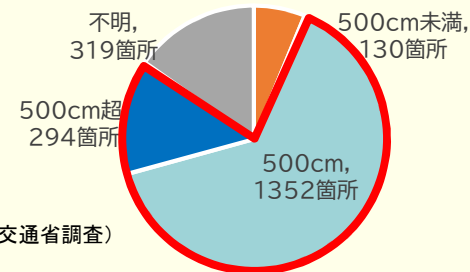
- 幅は、350cm以上**とする。
- 奥行きは施設用途に応じて、小型車から車椅子用リフト付き福祉車両、バス仕様の奥行きについて検討することが望ましい。



（出典：高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準）

＜実態調査結果＞ 特定路外駐車場 車椅子使用者用駐車マスの奥行き N=2,095

○車椅子使用者用駐車マスが設置されている特定路外駐車場のうち、約8割において奥行き500cmの大きさが確保されている。



出典：自治体へのアンケート調査（R2.10国土交通省調査）

- バリアフリー法では、
建築物の場合：車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路
路外駐車場の場合：車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路
について、幅や勾配等の基準を設けている。

■バリアフリー法における経路に関する基準（建築物・路外駐車場）

（基準の一部を要約）

- 段を設けないこと。（傾斜路等を設置する場合はこの限りではない）
- 幅は、120cm以上とする。（出入口は80cm以上）
- 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。
- 傾斜路は、次に掲げるものとする。
 - 幅
 - 段に代わるもの：120cm以上
 - 段に併設するもの：90cm以上
 - 勾配の上限
 - 高さ16cm超：1/12以下
 - 高さ16cm以下：1/8以下
 - 勾配が以下を超える場合手すりを設ける。
 - 高さ16cm超：1/20
 - 高さ16cm以下：1/12
 - 高さが75cmを超える場合、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。（建築物の敷地内の通路や路外駐車場では勾配が1/20以下のものを除く）



エントランスポーチの脇に設けられた車椅子使用者用駐車施設（ポーチまでスロープを設けている。）

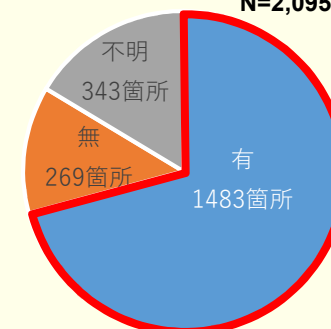
<実態調査結果> 特定路外駐車場

移動等円滑化経路の有無

N=2,095

○車椅子使用者用駐車マスが設置されている特定路外駐車場のうち、約7割以上の駐車場で路外駐車場移動等円滑化経路（★）が設置されている。

★車椅子使用者用駐車マスから道等までの経路のうち、幅や勾配等が一定の基準を満たすもの

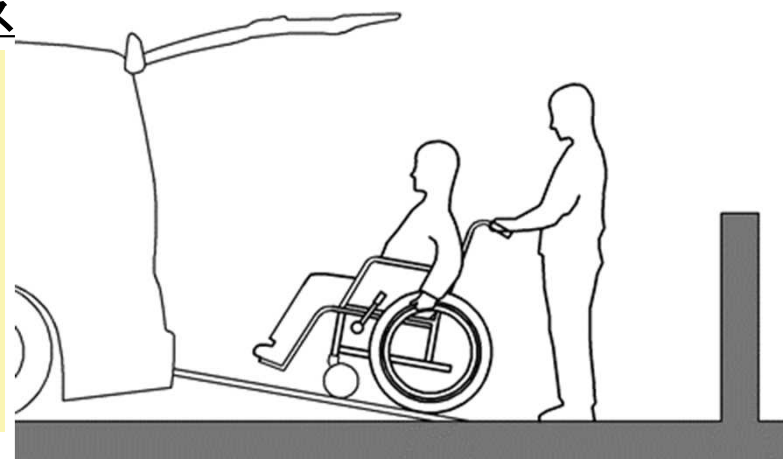


出典：自治体へのアンケート調査（R2.10国土交通省調査）

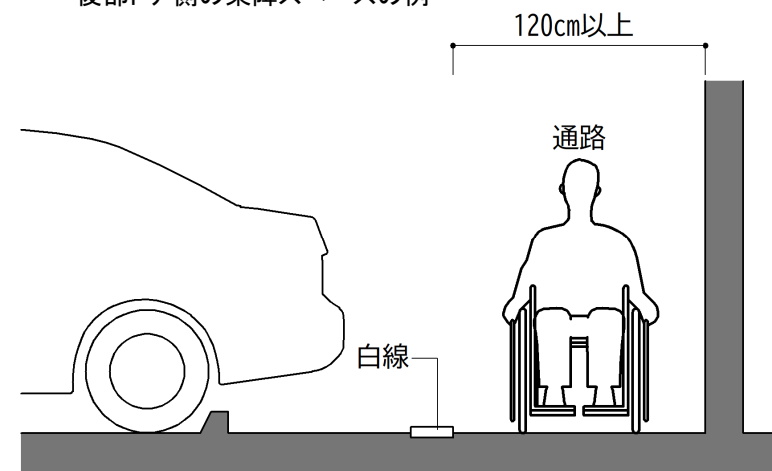
- 車椅子使用者用駐車施設から出入口等までの経路、乗降スペースや、屋根若しくは庇の設置について、「建築設計標準」では、留意点や具体的な事例を示し、事業者等への周知を行っている。

■車椅子使用者用駐車施設からの経路・乗降スペース

- ・ 車椅子使用者用駐車施設から建築物の出入口までの敷地内の通路は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。
- ・ 車椅子用リフト付福祉車両等、車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。
- ・ 後部ドアから乗降するスロープ付き車両には、乗降時に車体後部の車高を下げる機構を有するものがある。



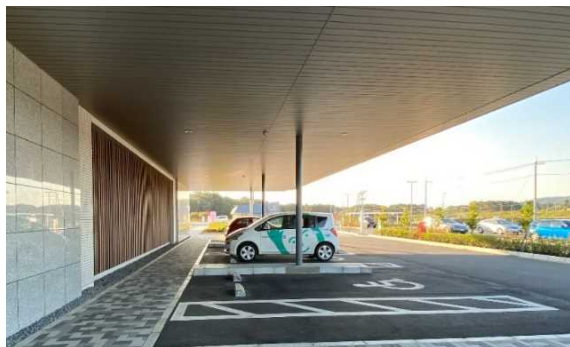
後部ドア側の乗降スペースの例



敷地内の通路の例

■屋根若しくは庇の設置

- ・ 雨天時の乗降に困難が生じないよう、車椅子使用者の乗降に必要なスペースは屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設けることが望ましい。



庇(高さ3.5m)が設けられ、車椅子用リフト付き福祉車両等の利用を想定した奥行き(5.9m)と後部ドア側の通路(幅1.5m)が確保された例

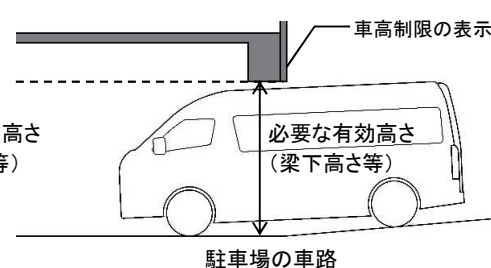
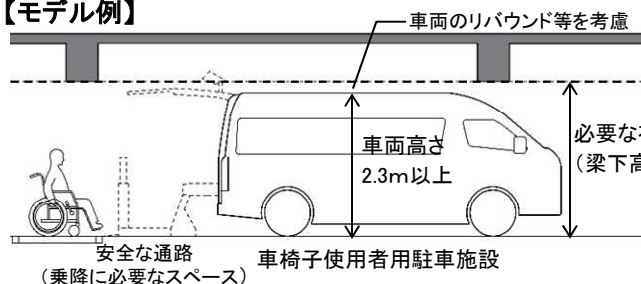
- 令和3年3月に改定した「建築設計標準」では、車椅子用リフト付き福祉車両に対応するため、屋内駐車場等における車椅子使用者用駐車施設の高さに関する考え方を整理、追加した。

■車椅子使用者用駐車施設の高さ

(出典:高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準)

- 雨天時の乗降に困難が生じないよう、車椅子使用者の乗降に必要なスペースは屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設けることが望ましい。
- 屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm以上)に対応した必要な高さを確保する。(改修等で対応が困難な場合を除く。)

【モデル例】



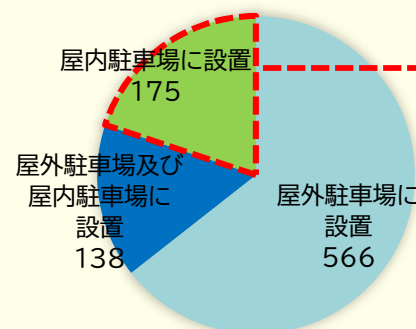
入口付近に車高制限2.3mと国際シンボルマークの表示

＜実態調査結果＞ 建築物に附属する駐車場

- 車椅子使用者用駐車区画を屋外に設けている施設が、全体の約80%を占める。
- 屋内駐車場のみの施設に設置されている車椅子使用者用駐車区画のうち、「高さ2.3m以上」を確保できている施設は、約55%となっている。
- ⇒結果として、全体の9割超の施設において、車高2.3mの車両に対応が可能。
- ⇒一方、一部の施設では、リフト付き福祉車両が駐車できる区画がないことが明らかになった。

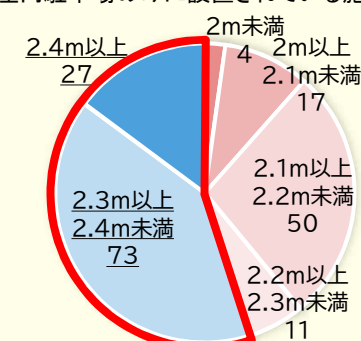
出典:2000㎡以上の商業施設へのアンケート調査
(R3.8国土交通省調査)

車椅子使用者用駐車施設の設置位置



車椅子使用者用駐車施設の高さ制限

(屋内駐車場のみに設置されている施設)

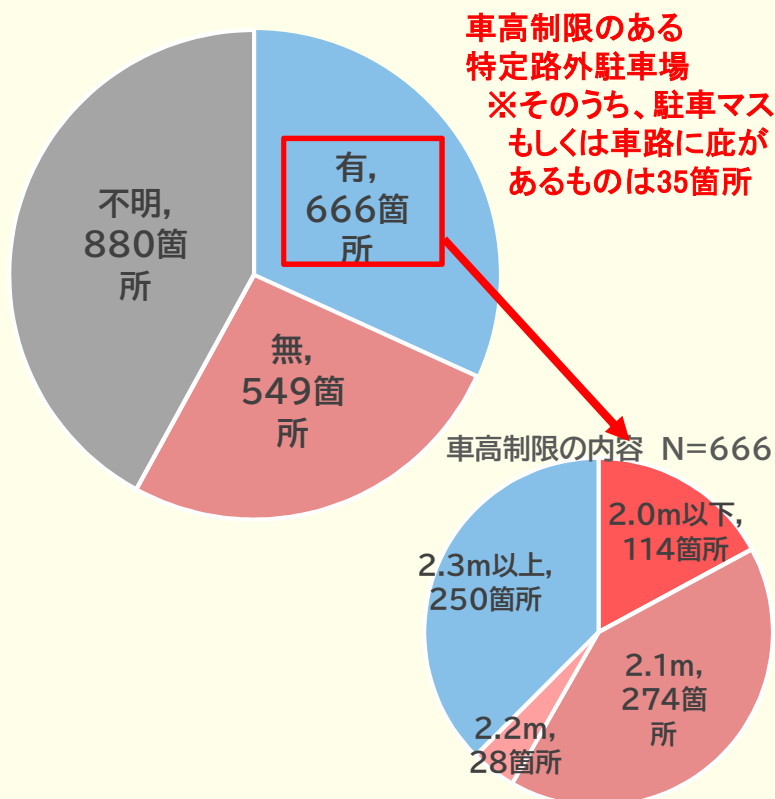


■車椅子使用者用駐車施設の高さ

＜実態調査結果＞ 特定路外駐車場

- 車いす使用者用駐車マスがある駐車場うち、約3割の駐車場に車高制限がある。
- そのうち約6割の駐車場で、車高制限は2.2mまでとなっている。
- 車高制限を超える車両については、状況に応じた対応を実施。
- 例) 車高制限のない区画や他の駐車場への案内
- 例) 停車スペースでの乗降を案内

車高制限の有無 N=2,095



想定される高さ制限の要因

- ・発券機の上の雨除けの屋根(発券機テント)
- ・駐車マスや車路の上部の雨除けの屋根
- ・駐車場管理会社の管理規程による一律の高さ制限
- ・機械式駐車場を併設しており、その高さ制限を駐車場全体に適用 など



発券機テントのイメージ



車高制限2.3mの屋根付きの車いす使用者用駐車施設

出典: 自治体へのアンケート調査 (R2.10国土交通省調査)

- 「建築設計標準」では、既存の駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設置するうえでのポイントや、車高制限を超える車両への対応について例示している。

■既存施設の改善・改修のポイント

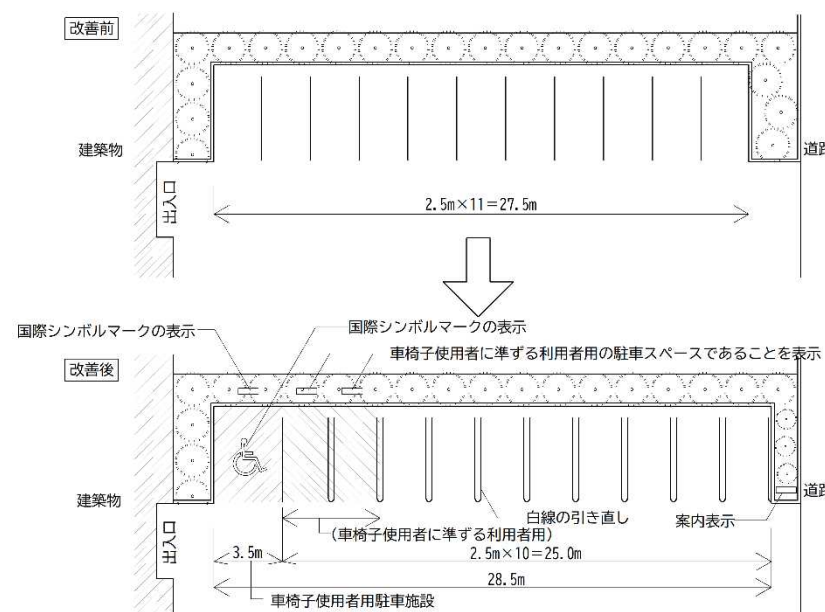
(出典:高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準)

- ・ 建築物の出入口に近い位置に、車椅子使用者用駐車施設を設け、これをわかりやすく表示する。
- ・ 施設規模・用途を考慮した上で、車椅子使用者用駐車施設に準ずる位置に、上肢・下肢障害者、妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等が利用可能な駐車施設を設け、これをわかりやすく表示する。
- ・ 車椅子使用者用駐車施設から建築物の出入口に至る経路を高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する。
- ・ 既存の車椅子使用者用駐車施設等において、車両高さ制限の制約により、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等(車高230cm以上)の駐車ができない場合には、乗り降り可能な場所を別途確保する、当該車両が駐車できるスペースに誘導する工夫を行う等、運用面での柔軟な対応を行うことができるように備える。

【車椅子使用者用駐車施設の車高制限を超えた場合の対応例】

1	既存駐車場内において、一部のエリアで車高が確保できる場合には、車椅子使用者用駐車施設を設け、当該エリアの車高制限や誘導案内表示を行う。
2	同一敷地内の臨時の車椅子使用者用駐車施設(屋外)に駐車誘導する。
3	同建築物内のマイクロバス専用駐車場等に代替えとして駐車誘導する。
4	天井が高い車寄せの一画に、車椅子が乗り降り可能な臨時駐車施設を設けて駐車誘導する。
5	提携する近隣のホテルや民間の車椅子使用者用駐車場に駐車誘導する。

(共通)施設のHP等において駐車可能な車両高さ等の情報提供を行う。
事前連絡受付、事前連絡が無くても柔軟に対応する。



■調査により高さ制限を見直し、大型の車椅子用リフト付き福祉車両に対応できるようにした事例

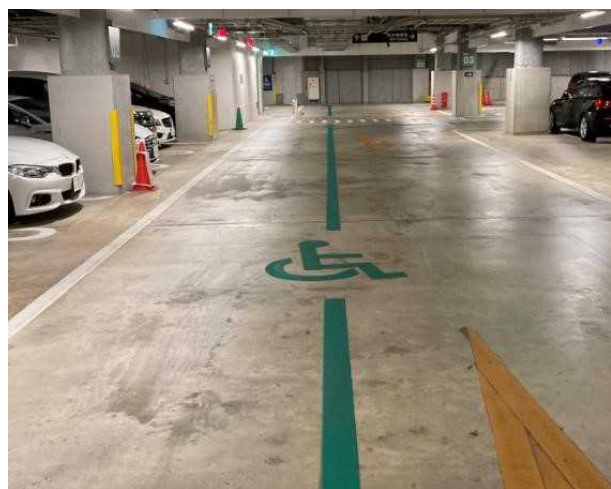
従来車高制限が2.3m未満となっていた屋内駐車場について、
高さ調査を実施して安全が確認できた箇所に2.3m対応の駐車区画を設置。
⇒事前の連絡なく来館した場合にも、車椅子使用者が案内看板を見ることで自ら専用駐車スペースまで到達可能

①高さ調査

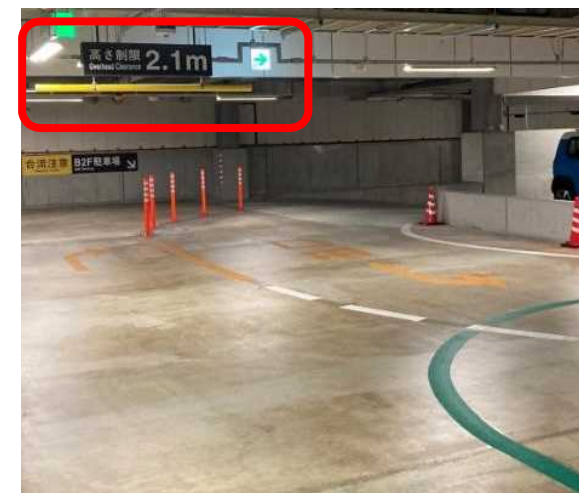


高さ制限を
部分的に2.3mに緩和

②高さ制限の見直し



2.3m対応の車椅子使用者用経路を
ピクトグラムで表示



必要に応じて高さ制限表示を追設

■改修により新たに車椅子使用者用駐車施設を増設した事例

○一般車両用区画の見直しや荷捌きスペースの一角に新たに区画を設置するなど、既存施設においても、さまざまな工夫により、新たに車椅子使用者用駐車区画を整備することが可能。



一般用区画を車椅子使用者用駐車施設に転用 一般用区画の線を消去し、
車椅子対応区画を上書き



荷捌きスペースの一角に車高2.3mの車両に対応した車椅子使用者用区画を設置

■ホームページにおける情報提供

※駐車サービスは最大2時間までとなります。
※店舗によって駐車サービス対象金額が異なる場合がございます。
※XXXXXXXXXXとの合算はできません。
※XXXXXXXXXX地下駐車場にて、福祉車両(車高2.1m超)をご利用のお客様は、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXからご入庫いただき、専用駐車スペースをご利用ください。

詳しくはこちら →

車高2.1m超の福祉車両に対応した経路をホームページに掲載

■福祉車両誘導用マニュアル等案内体制の整備

地下駐車場
①車高2.3m受入れ可能スペース：B2Fにて3台確保



②受入れ経路



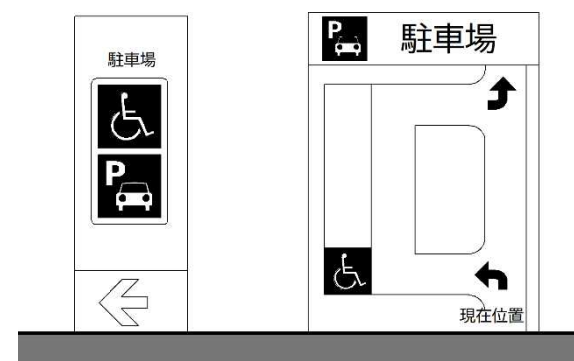
福祉車両誘導用マニュアルの作成

- 「建築設計標準」では、駐車場の付近や車椅子使用者用駐車施設に表示する標識や塗装等についての基準を定めている。

■駐車場の案内表示

(出典: 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準)

- ・ 駐車場の付近には、駐車場があることを表示する表示板(標識)を設ける。
- ・ 表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・ 表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの(JIS Z 8210)とする。
- ・ 駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることがわかるよう表示する。
- ・ 駐車場の進入口より車椅子使用者用駐車施設まで、誘導用の表示をする。



誘導表示の例

■車椅子使用者用駐車施設等である旨の表示

(出典: 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準)

- ・ 車椅子使用者用駐車施設には、表示板や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子使用者用駐車施設である旨を表示する。
- ・ 車椅子使用者用駐車施設の乗降用スペースの表面は、斜線等の塗装、床材の色の違い等により、その他の部分と容易に識別できるよう区分する。



立札による表示の例



不適正利用の抑止を図るため、青色の地に白色＋青色のマークを塗装した車椅子使用者用駐車施設

- 車椅子使用者に対応した機械式駐車装置について、「建築設計標準」では、配置や隙間、床のフラット化などの基準を定めている。

■機械式駐車装置

(出典:高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準)

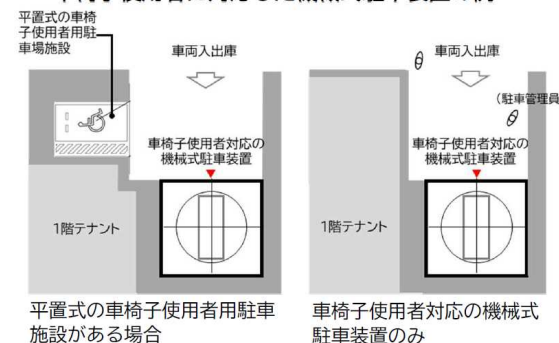
- 車椅子使用者用駐車施設は平置き式とすることが望ましいが、狭小敷地の場合等、やむを得ず機械式駐車装置で確保する場合には、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる等、車椅子使用者の利用に支障がないものとする。

<設計例>



・車椅子利用者対応の機械式駐車装置の例（フルフラット化）

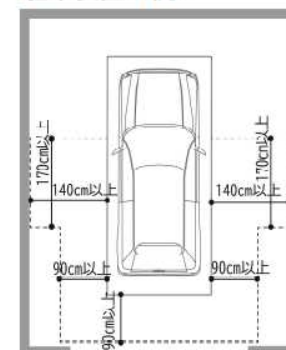
<車椅子使用者に対応した機械式駐車装置の例>



留意点：車椅子使用者対応の機械式駐車装置について

- 車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。
- 乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。
- 機械式駐車装置の段差及び床の隙間は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて350cm以上とする。
- 通常の子椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。
- 入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画（平置き式等を含む）を考慮し設定する。

<車椅子使用者対応の機械式駐車装置の例>



■業界団体における取組

○公益社団法人立体駐車場工業会では、機械式駐車場技術基準により、車いす使用者対応駐車設備についての審査、適合証明を行っている。

車いす使用者対応駐車設備

取扱者（運転者）が車いす使用者である
駐車設備の特別要求事項を審査・証明

- ・通路幅：500mm ⇨ 900mm
- ・操作盤高さ：フロアレベル＋1000mm

注：同乗者が車いすの場合には前庭での降車



車いす使用者対応
認定のマーク



車いす使用者対応

縁石のないパレットの採用



広々とした乗降スペース



十分な通路幅を確保



- 都市再生特別措置法に基づく駐車場法の特例措置の適用により、路外駐車場の配置の適正化や附置義務駐車施設の集約化等を図ることが可能。

■ 駐車場法の特例制度を活用する際の留意点

【標準駐車場条例の改正に関する技術的助言(R2.9)(抜粋)】

4(2) 移動制約者の駐車施設の取扱い

- ・ 「居心地のよく歩きたくなる」まちなかの創出のためには、高齢者、障害者等の移動制約者にとっても安全かつ快適に移動できる空間を形成することが重要である。
- ・ 移動制約者用の駐車施設を集約駐車施設に集約すると、目的地への離隔を生じることによって、移動制約者の利便性が低下するおそれがある一方、集約によって自動車と歩行者の交錯が減り、歩行環境が大幅に向上する等の効果も考えられる。
- ・ 集約の可否を検討する際には、移動制約者の利便性に最大限配慮することが必要であることから、集約駐車施設から附置義務対象建築物への経路が移動制約者にとって円滑に移動できる経路であるかについて、地域の移動制約者の意見等も踏まえた検討を行うことが望ましい。

■ 改正都市再生特別措置法に基づく特例措置

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域【滞在快適性等向上区域】において、

○ 路外駐車場の配置の適正化：

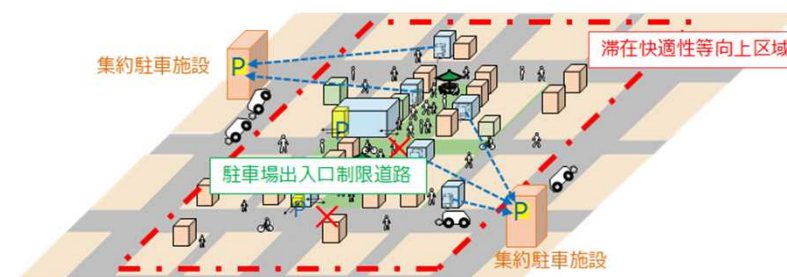
条例で定める一定規模以上の路外駐車場を設置する際の事前届出制度の導入。

○ にぎわいの中心となる道路における出入口の設置制限：

市町村が指定した道路への駐車場の出入口の設置を制限（やむを得ない場合として条例で定める場合を除く）。

○ 附置義務駐車施設の集約化：

附置義務条例により、集約駐車施設等への駐車施設の設置を義務づけることが可能。



図：滞在快適性等向上区域のイメージ